

会津若松市地域自立支援協議会について

総会

各部会よりの検討内容の報告を受け、意思決定や確認を行う場とし、地域課題や施策提案についての意見集約を行う場とする。
(1) 障がい者計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画の目標達成のために必要な事項に関すること。
(2) 相談支援及び障害児相談支援に係る事業の中立・公平性の確保に関すること。
(3) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の質の向上に関すること。
(4) 地域移行及び地域定着支援の効果的な実施のための関係機関等との連携強化に関すること。
(5) 施設入所者及び精神科病院入院者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発に関すること。
(6) 障がい者等に対する虐待を防止するための関係機関等との連携強化に関すること。
(7) 障がい者等の地域生活支援体制の構築に関すること。

構成団体	学識経験者、障がい者団体、医療機関、地域関係団体、教育関係者、経済関係者、活動支援団体、就労支援団体、児童福祉団体、福祉サービス事業者、権利擁護団体、交通関係団体、居住支援団体、相談支援団体、行政で構成(33団体)
------	---

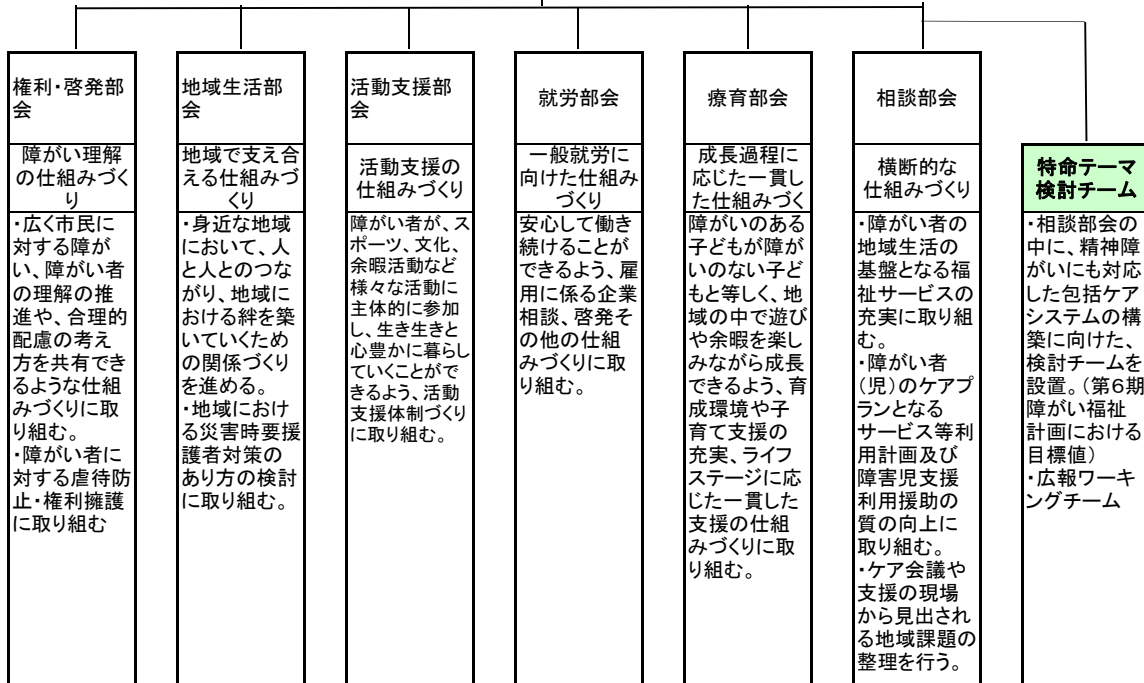
開催回数等	①年2回の開催とする。
	②各部会での検討内容の報告を受け、意思決定や確認を行う場とし、地域課題や施策提案についての意見集約を行うものとする。
	③協議会は、各部会、障がい者差別解消支援地域協議会、障がい福祉サービス事業所等連携推進会議と連携を図りながら、仕組みづくり・計画進行管理・次期計画の準備段階に係る検討を行う。



協議会と部会は連携を図り、部会の内容が協議会に伝達されるようにする。

運営会議	月1回定例会開催
	①協議会の運営に関し必要な調整、総会に提案する議案などの整理
	②専門部会員の構成に関すること
	③特命テーマ検討チームの設置等に関すること
	④相談支援事業の中立・公平性の確保に向けての検討 他

部会／特命テーマ検討チーム



構成団体	部会のテーマごとに必要と認められる協議会構成団体又は個人の方とし、各部会9～12名程度で構成
------	--

協議事項、開催回数等	月1回程度を定例会とし、各々の仕組みづくり・地域課題の検討・計画の進行管理・次期計画の準備等を行う。
	電子メール等を活用することで、定期的な部会開催の他に、情報共有や交流を深め、より内容の充実した仕組みづくりに活かすものとする。
	部会それぞれでは検討が困難なものは、部会横断的な組織を設け、協議するものとする。